【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） ［削る］	【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） ［削る］	【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）
また、当該優先権の主張が同法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。	また、当該優先権の主張が同法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。
２・３　［略］	２・３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
様式第１（第１条の２関係） ［略］ 〔備考〕 １～29　［略］ 30　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の４第３項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の４第５項の規定により、第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の３の３第３項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条第１項において準用する特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に	**様式第１**（第１条の２関係） ［略］ 〔備考〕 １～29　［略］ 30　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の４第３項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の４第５項の規定により、第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の３の３第３項第１号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の４第５項の規定により、第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条の３の３第３項第２号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証